

¥ 税務出納課からのお知らせ

町で課税している目的税の令和3年度状況を紹介します（目的税とは法律で使い道が決められている税金のことです）。

●入湯税

入湯税は、町内の「温泉」を利用した人が負担する税金で、環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設・消防施設・観光施設などの整備および観光の振興などにその使い道が定められており、白鷹町では温泉源の保護管理や観光の振興に使われています。町内で営業している温泉施設は3カ所あり、令和3年度の納税額は270万円でした。

【参考：令和3年度の入湯税額】

・宿泊利用 一泊につき 150円

・日帰り利用 一日につき 50円

※12歳未満の人には課税されません。

※学校の教育活動に伴う利用の場合で、学校長の証明がある場合は減免されています。

●都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のおおむね用途地域にある土地や家屋にかかる税で、都市計画法に基づく道路・公園・下水道などの都市計画事業や土地区画整備事業に充てられるもので、白鷹町では、下水道などの整備に使われています。税率は0.3%で令和3年度の納税額は3,784万円でした。

【問い合わせ】

■入湯税について 町民税係 ☎ 85-6132（直通）

■都市計画税について 資産税係 ☎ 85-6133（直通）

町税等の納め忘れはありませんか？

町税等にはそれぞれ納期限があります（納付書または町ホームページで確認可）。

納期限を過ぎてから納付された場合、本来納めるべき税額のほかに延滞金も合わせて納めなければならない場合もありますので、お手元の納税通知書を確認いただき、納期限が過ぎているものは早急に納付くださいますようお願いいたします。

なお、滞納者に対しては、納期限までに納税された方との公平性を保つため、財産調査（給料・預貯金・生命保険等）及び差押えを行い、町税等に充てることもあります。

納付忘れを防ぐため「口座振替」を利用しましょう！

【問い合わせ】

税務出納課収納係 ☎ 85-6106（直通）

便利な電子申告のお知らせ

[インターネットによる電子申告等の手続きについて]

「イータックス (e-Tax)」とは？

インターネットを利用して所得税の申告・申請・届出等の手続きができるシステムです。また、税金の納付もダイレクト納付やインターネットバンキング、ページ対応のATMを利用して行うことができます。

e-Tax 利用の2つの方式

《マイナンバーカード方式》

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由またはe-Tax ホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの送信ができます。

《ID・パスワード方式》

マイナンバーカードおよびICカードリーダーまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンをお持ちでない方は、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができます。

※その他、詳細についてはホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

[事業主の方ができる電子申告等について]

「エルタックス (eLTAX)」とは？

事業主の方で、インターネットを利用して地方税の申告・申請・届出等の手続きができるシステムです。

法人町民税・固定資産税（償却資産）・個人住民税（給与支払報告書）の申告や届出の手続きがまとめてできますので、とても便利です。

①複数の市町村への申告をまとめて送信できます。

②エルタックス用の無償ソフト「PC desk」または市販の税務・会計ソフトで申告書が簡単に作成できます。

③国と市町村へ、源泉徴収票と給与支払報告書を一元的に送信することができます。

④利用できる時間が平日8時30分から24時となっています。（土日祝日、年末年始を除く。）

※エルタックスを利用するにはパソコン環境の準備や電子証明書の取得など事前準備が必要です。詳細は、ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

[令和5年度（令和4年分）

町・県民税の申告相談について]

今年度も町・県民税の申告相談を実施する予定ですが、申告会場は混み合うため、ソーシャルディスタンスの確保が非常に難しくなることが予想されます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の感染予防のためにも、自宅から申告できる「e-Tax」による申告にご協力をお願いします。

【問い合わせ】

税務出納課町民税係 ☎ 85-6132（直通）

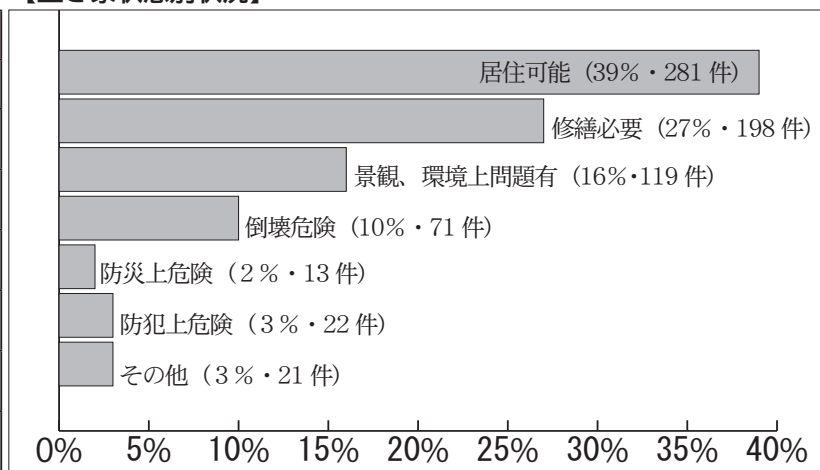
空き家実態調査を実施しました

各地区の自主防災組織の皆さまにご協力いただき、令和4年4月26日～6月30日の期間で空き家実態調査を実施しました。空き家件数は573件、空き家棟数は910棟となり、令和元年度調査と比べ75件、129棟の増加という結果でした。また、それぞれの建物の状況を集計した結果、「居住可能」な空き家は281件で、全体の39%でした。一方、「倒壊の危険性がある」と報告のあった空き家は71件、割合では10%となりました。

【空き家件数および棟数】

	令和元年		令和4年	
	件数	棟数	件数	棟数
蚕桑	105件	173棟	121件	200棟
鮎貝	91件	141棟	122件	188棟
荒砥	124件	181棟	129件	192棟
十王	30件	45棟	33件	49棟
鷹山	77件	124棟	85件	137棟
東根	71件	117棟	83件	144棟
計	498件	781棟	573件	910棟

【空き家状態別状況】



※「修繕が必要であり、景観、環境上問題がある」や「倒壊の危険があり、防災上、防犯上危険」などの場合、複数回答も可能としている。

空き家等解体補助事業のご案内

【補助対象内容】

- 補助対象の建物 ①②のいずれか
 - ①特定空き家等に認定された建物
 - ②道路や近隣へ倒壊の恐れのある危険空き家等
 (注)②については、住宅地区改良法に定める「住宅の不良度測定基準」に基づく評点と「隣地等への危険度判定基準」を基に専門家立会いの下、実際の建物外観を調査した上で測定させていただきます。
- 事業実施者
 - ・所有者等(所有者又は法定相続人)に限ります。
 - ・所有者等が複数の場合は、代表者を選出して実施することができます。※権利者の同意が必要です。
- 解体撤去工事を町内業者が実施するもの。 ●公共事業による移転等の事業は含みません。
- 対象事業費が500,000円以上のもの。
- 所有権以外の権利が設定されている場合は解除するか、解体の承諾または許可を得ているもの。

【補助金額】

- 補助対象：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等
- 補助率：1/2(上限額500,000円)

【募集期間】

- 令和4年10月13日から令和4年10月31日まで
建設課窓口、町ホームページにある様式を必要書類と合わせて建設課都市・住宅係までご提出ください。

【注意点】

- 事前協議書(様式第1号)の提出は補助金の交付を確約するものではありません。
- 募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を内示いたします。(11月中旬頃を予定)

【問い合わせ】白鷹町空き家相談窓口：建設課 都市・住宅係 ☎ 87-0784